

大津市談合情報マニュアル

平成13年4月

総務部契約検査課

平成22年9月10日 一部改訂

平成27年3月30日 一部改訂

令和6年2月1日 一部改訂

大津市談合情報マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

本市が入札に付そうとする工事又は委託（測量並びに工事に係る補償積算、調査及び設計の委託に限る。）について入札談合に関する情報があった場合には、当該情報の提供者の所属、職・氏名等を確認の上、様式1により報告書を作成し、総務部長まで回議するものとする。

情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、同様の扱いとする。

2 報告

1により入札談合に関する通報を受けた場合には、情報の内容をまとめ、必要に応じて速やかに建設工事契約審査委員会委員長と市長に報告し、対応を協議するものとする。

3 公正取引委員会への通報

(1) 第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、原則として、情報入手、事情聴取から入札等に至る一連の手續が終了後に、様式2によりまとめて送付するものとする。ただし、必要がある場合には、手續の各段階で事情聴取書、確約書兼誓約書、入札調書の写し等を送付するものとする。また、必要に応じて警察へも連絡するものとする。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）では、「何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。」（独占禁止法第45条第1項）とされているが、平成13年4月1日施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）において、「独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。」（入札契約適正化法第10条）とされ公正取引委員会に通報するよう義務付けされた。

(3) 違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、工事（業務）名、落札予定者、落札金額等具体的な内容を伴う情報提供があった場合に公正取引委員会へ通報するものである。

4 報道機関との対応

報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、係長級以上の職員1名を広報担当者として位置づけ、対応するものとする。

第2 具体的な対応

談合情報があった場合は、原則として、次に従い対応するものとする。なお、詳細な手順等は、第3に従い行うものとする。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合（別紙3参照）

(1) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前日までに行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うものとする。

聴取結果については、様式3により事情聴取書を作成すること。

(2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得に基づき談合をした入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めるものとする。

また、その旨を公正取引委員会へ様式2により通報すること。

(3) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札者から別紙1を参考にして確約書兼誓約書を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意（別紙2）を促した後に入札を行うものとする。

② 入札には、設計担当職員（当該工事（委託）等の積算内容を把握している職員）が立会い、見積内訳書を入念にチェックするものとする。

③ 見積内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(2)により対応するものとする。

④ 入札日において事情聴取を行うなど時間的な余裕がないときは、発注の遅れによる影響、見積内訳書のチェックの必要性等を考慮し、見積内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

(4) (1)から(3)までの対応をとった場合は、速やかに建設工事契約審査委員会委員長と市長に報告するものとする。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札に参加するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として(1)以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合（別紙4参照）

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを判断するものとする。

(1) 契約締結以前の場合

① 入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、その結果について様式3により事情聴取書を作成するものとする。

② 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、大津市契約規則（昭和40年規則第35号）第13条第1項第3号を適用し、入札を無効とするものとする。

また、その旨を公正取引委員会へ様式2により通報するものとする。

③ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から別紙1を参考にして確約書兼誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。

なお、確約書兼誓約書はA5サイズで見本として相手方に手渡し、自社でA4サイズに作成させ提出させるものとする。

④ ①から③までの対応をとった場合は、速やかに建設工事契約審査委員会委員長と市長に報告するものとする。

(2) 契約締結以後の場合

- ① 談合情報について、速やかに公正取引委員会に対し連絡を行う。その場合、事情聴取の実施について確認を行い、談合情報の内容が外部に明らかとなり、事業者が証拠隠滅や口裏合わせを行うことで、公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれがあるときは、事情聴取を行わないものとする。
- ② 事情聴取を行う場合は、入札を行った者全員に対して速やかに実施し、その結果について様式3により事情聴取書を作成するものとする。
- ③ ②により談合の事実があったと認められる場合
事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事（着手業務）等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。
また、その判断結果等を公正取引委員会へ様式2により通報するものとする。
- ④ ②により談合の事実があったと認められない場合
事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から別紙1を参考にして確約書兼誓約書を提出させた上、工事（業務）を続行するものとする。
なお、確約書兼誓約書はA5サイズで見本として相手方に手渡し、自社でA4サイズに作成させ提出させるものとする。
- ⑤ ①から④までの対応をとった場合は、速やかに建設工事契約審査委員会委員長と市長に報告するものとする。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 報告書

入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめるものとする。（部長まで回議の後、市長、建設工事契約審査委員会委員長に報告）

2 公正取引委員会への通報等

- (1) 公正取引委員会への通報等は、市長名において行う。
- (2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会近畿中国四国事務所第一審査課（郵便番号540-0008、大阪市中央区大手前4丁目1-76大阪合同庁舎第4号館10階、電話06-6941-2173）である。
- (3) 公正取引委員会への通報は、様式2を使用するものとする。
なお、通報等の内容に関する公正取引委員会からの問い合わせに備えて、担当者は、提出した資料の範囲内で的確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。
- (4) 公正取引委員会への通報等は、原則として、情報入手、事情聴取から入札等に至る一連の手続が終了した後にまとめて送付することとする。ただし、必要がある場合には、手続の各段階で事情聴取書、確約書兼誓約書、入札調書の写し等を送付するものとする。

3 事情聴取等の方法

- (1) 事情聴取は、係長級以上の職員が複数で行うものとする。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、入札室等において様式3の質問事項について1社ずつ聞き取りを行うものとする。聴取の相手が、代表者又は入札・契約業務について代表者からの委任を受けた者であることを確認するものとする。
また、役職等を名刺等により確認するものとする。

(3) 聴取結果については、様式3により事情聴取書を作成するものとする。

4 確約書兼誓約書の提出等

(1) 確約書兼誓約書については、確約書兼誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙1を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出を求めるものとする。

(2) 「入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする」旨の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を読み上げるものとする。

5 見積内訳書のチェック

全入札者が入札書を入札箱に投函した後に、立会いの設計担当職員が、見積内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックした後に開札するものとする。

設計担当職員は、チェックした結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった見積内訳書とともに保存するものとする。

なお、見積内訳書とは、本工事（委託）費内訳書までとする。

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
工事（業務）名
入札（予定）日	年 月 日 () 午前・午後 時 分
情報提供者
受信者
情報手段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・その他 ()
情報内容
応答の概要

*担当者・決裁者は各々氏名を自署（自署しない場合は押印）

※公正取引委員会には、
決裁欄を削除し提出のこと。

部長*	次長*	課長*	課長補佐*	契約係*	担当*

事 情 聴 取 書

工事（業務）名	
入札（予定）日時	年 月 日（ ） 午前 午後 時 分
業者名及び所在地	〔大津市 〕
被 聴 取 者 名	
代 表 者 名	
聴 取 日 時	年 月 日（ ） 午前 午後 時 分
聴 取 場 所	大津市役所本館 5 階 入札室
聴 取 担 当 者	契約検査課長 ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○

聴 取 項 目	聴 取 内 容
1. 本件工事（業務）の入札に先立ち、既に業者が決定している（た）との情報がありますが、その事実がありますか。	
2. 本件工事（業務）について談合のうわさを聞いていますか。	
3. 本件工事（業務）について談合を働きかけたことがありますか。	
4. 本件工事（業務）について談合を働きかけられたことがありますか。	

聴取項目	聴取内容
5. 本件工事（業務）について他の業者の人と何らかの打合せ又は話し合いをしたことがありますか。	
6. 打合せ、話し合いがあったとすれば、いつ、どこで、誰が参加し、どのような内容のもとでしたか。	いつ： どこで： 誰が：
7. 本件工事（業務）の応札額の見積りは誰が行い、いつ決定されましたか。	誰が： いつ決定： 年 月 日
8. その他	

※手書き A 5 版にて手渡す。

確約書兼誓約書〔例〕

貴市発注の「○○○○○○○○○○○○○○○○○○」の競争入札に際し、入札心得に抵触する行為、疑惑を招くような行為は一切行っておりません。万一、談合など公正な入札を害する行為が明らかになった場合には、いかなる処分に対しても何ら異議の申立て等を行わないことを確約するとともに、今度とも入札心得を遵守することを誓約します。

なお、この確約書兼誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議ありません。

年 月 日

(あて先)

大津市長

所在地

名称又は商号

代表者職氏名

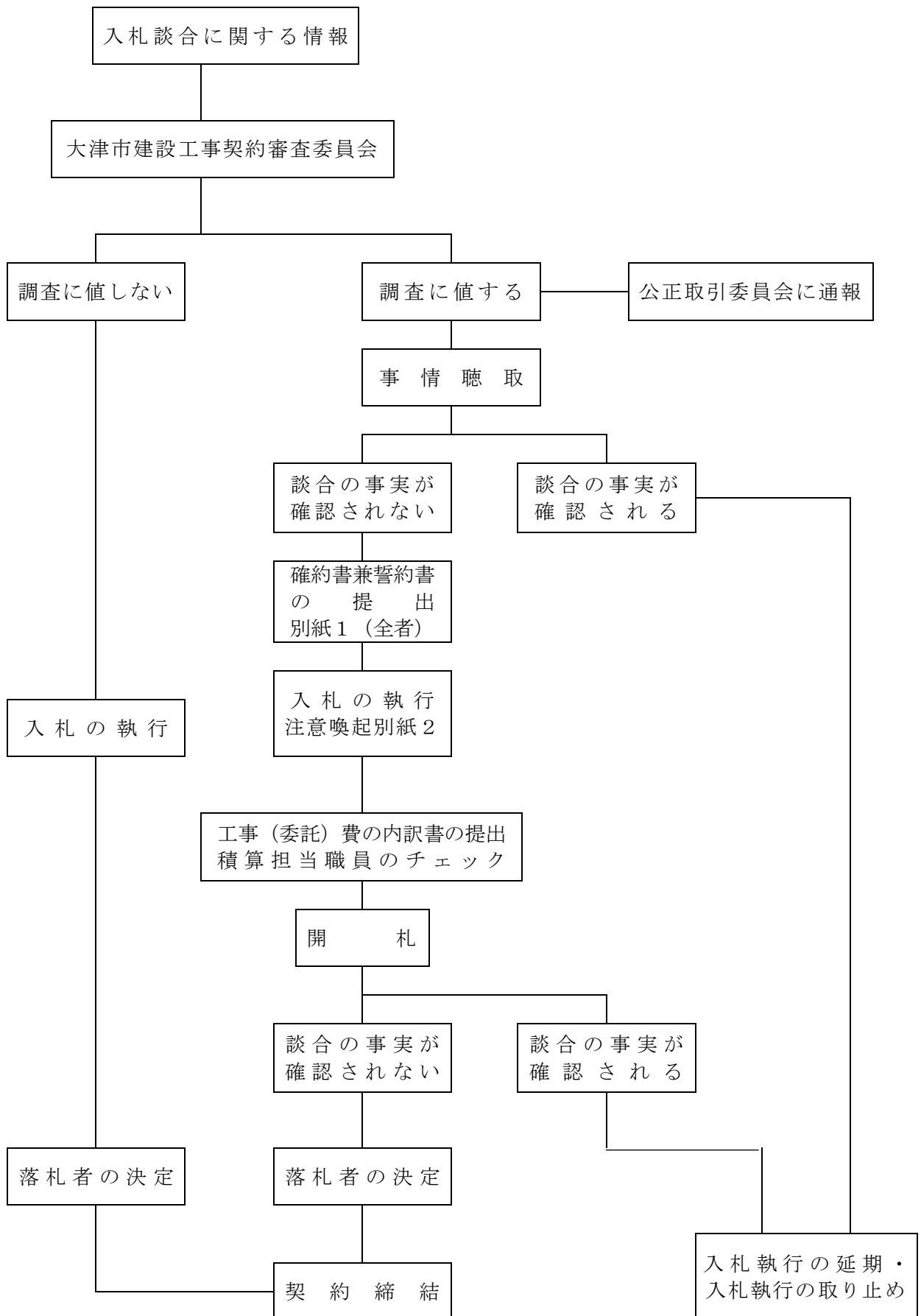
提出責任者・担当者氏名及び連絡先	
提出責任者名 ^(注)	
担当者名 ^(注)	
電話番号	

注) 必要に応じて確認のため連絡することがあります。

入札執行に係る注意事項

1. 本件入札について談合があったとの通報があったが、入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
2. 入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、入札は無効とする。
3. 本件においては、談合を行っていない旨の確約書兼誓約書が提出されているため、将来、談合の事実が明らかとなったときは、確約書兼誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重がありうることに留意すること。

談合情報対応フロー(入札執行前)



談合情報対応フロー(入札執行後)

